

## 今回のテーマ

### ●企業型DC同時加入者の移換

本年の1月から企業型確定拠出年金（企業型DC）と個人型確定拠出年金（iDeCo）の両方に加入すること（同時加入）が可能となりました。

同時加入ができる方は、企業型年金規約でiDeCo加入できることを定めているDCにご加入の方のみです。

#### ●同時加入者が入社されたときの取り扱い

同時加入が可能となったとはいえ、同時加入することができると定める規約変更を行っている企業はまだ多くないのではないのでしょうか？

同時加入者が、同時加入を認めていない会社に転職した場合は、転職先企業型DCの加入資格に応じて、企業型DCかiDeCoのどちらかで確定拠出年金を継続することになります。

#### ●同時加入ができないときの資産移換の基本的な考え方

- ① 企業型DCの資産は企業型DCに移換します。
- ② iDeCoの資産は新しい企業型DCに移換します。
- ③ 新しい勤務先に企業型DCがない場合や、新しい勤務先の企業型DC加入者とならない場合はiDeCoに以前の企業型DCの資産を移換します。

平成29年2月10日

### ●企業型DCもiDeCoも加入していた人が同時加入できない企業に転職した場合の取り扱い

それでは、具体例をご紹介します。下の図をご参照ください。

企業型DCとiDeCoの両方に加入していたAさんとBさんが、同時加入をできない会社に転職した場合はどうなるのでしょうか？

Aさんは新しい勤務先の企業型DCの加入資格があります。Bさんには加入資格がありません。

Aさんは、新しい勤務先の企業型DC②に企業型DC①とiDeCoの資産を移して年金を継続します。

Bさんは、iDeCoに企業型DC①の資産を移して、iDeCoで年金を継続します。

#### ●実際の手続き

Aさんのように転職先の企業型DCの加入資格があり、企業型DCに加入される場合は、企業型DC①、iDeCoの両方の資産を企業型DC②に移換することになります。実際はそれぞれ移換手続きが必要となるので2回にわたって移換手続きをします。

Bさんのように転職先の企業型DCの加入資格がない場合は、企業型DC①の資産をiDeCoに移換する手続きを行います。

企業型DC①の資格喪失から6ヶ月を過ぎても、企業型DC②に資産が移換されないと、いままでの年金資産は国民年金基金連合会に自動移換されて、通算加入者等期間が停止してしまいますので、ご注意ください。

転職先の企業型DCの加入資格があるとき

Aさん

新しい勤務先にも企業型DCがあります。個人型DCとの同時加入は認めていないので、iDeCoは継続できません。今までの資産は新しい企業型DCに移します。

転職前

企業型DC①

iDeCo  
(加入者・運用指図者)

転職後

企業型DC②

同時加入不可

iDeCo  
(加入者・運用指図者)

転職先の企業型DCの加入資格がないとき

Bさん

新しい勤務先には企業型DCがありますが、私は加入資格がないので、入れません。以前勤めていた企業のDC資産はiDeCoに移して確定拠出年金を継続します。

企業型DC①

iDeCo (加入者・運用指図者)

加入資格なし

企業型DC②

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介しますためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。